

令和 5 年 6 月 27 日現在

機関番号： 14301

研究種目： 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(A））

研究期間： 2019～2022

課題番号： 18KK0364

研究課題名（和文）国連海洋法条約の紛争解決制度における管轄権法理

研究課題名（英文）Jurisdiction under the UNCLOS Dispute Settlement System

研究代表者

玉田 大（Tamada, Dai）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号： 60362563

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 9,300,000円

渡航期間： 6ヶ月

研究成果の概要（和文）： 国連海洋法条約（UNCLOS）紛争解決手続における管轄権設定法理について分析した。第1に、同手続において「客観訴訟」が認められる可能性が高いことが明らかになった。その結果、ICJと同様に、直接的に権利を侵害されない締約国が他の締約国の条約上の義務違反（当事者間対世的義務の違反）を理由として提訴することが認められる。第2に、UNCLOS紛争解決手続において、最終的な強制的な手続として調停が設けられており、実際に有効に機能していることが明らかになった。この点は、東チモールとオーストラリアの境界画定紛争につき、強制調停によって適切に解決された例を分析し、調停に固有の有用性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際紛争の平和的解決は、主に国際司法裁判所（ICJ）を想定した議論が行われるが、実際にはICJの管轄権設定は困難であり、多くの紛争は付託されない。他方、UNCLOS紛争解決制度では、事実上の強制的管轄権を有する附属書VII仲裁裁判所が設定されており、さらに当該裁判所が機能しない場合であっても、さらに強制調停手続（附属書V）が設けられており、実効的な紛争解決制度が構築されている。実際に、南シナ海事件（附属書VII仲裁）やチモール海調停事件（附属書V調停）のように、重要な海洋紛争について、実効的な解決手段として機能している。日本周辺の海洋紛争についても、同手続による解決が期待される。

研究成果の概要（英文）： This research aimed at analysing the jurisdiction of the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) dispute settlement procedure. It can be concluded that the "objective litigation" is likely to be recognized in this procedure, as was the case before the ICJ. As a result, similar to the ICJ, a party whose rights are not directly injured may be allowed to sue another contracting party for breach of its treaty obligations (breach of obligations erga omnes partes). Second, it is also concluded that conciliation procedure is established as the compulsory procedure in the UNCLOS dispute settlement and that it has been effectively used in practice. This was made clear by the analysis of the case in which a boundary delimitation dispute between East Timor and Australia was properly resolved through conciliation. This reveals the usefulness of that procedure.

研究分野： 国際法

キーワード： 国連海洋法条約 管轄権 国際司法裁判所 紛争解決 調停 附属書VII仲裁裁判所 南シナ海事件 チモール海調停

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 国連海洋法条約（UNCLOS）の紛争解決手続は非常に特徴的な制度である。国際司法裁判所（ICJ）の場合は、管轄権の同意原則により、多くの紛争について管轄権を設定することが困難である（例えば、竹島紛争について韓国との間で一方的に ICJ 裁判手続を開始することはできない）。これに対して、UNCLOS 紛争解決手続には、強制的管轄権が認められた紛争解決手続が存在する。第 1 に、附属書 VII 仲裁裁判所であり、例えば、フィリピン対中国の南シナ海事件のような大きな海洋紛争が同裁判所に付託されている。第 2 に、附属書 V の強制調停手続であり、東チモールとオーストラリアの間のチモール海海洋境界画定事件が同手続を通じて解決された。UNCLOS 紛争解決手続では、ICJ や ITLOS といった常設的な国際裁判の選択も可能であるが、これらの裁判所に付託される事件は多くなく（事項的に付託される事件が限定されている）、実際には、実体的に重要な事件は附属書 VII 仲裁裁判所で扱われることになる。

(2) このように、UNCLOS 紛争解決手続には、国際法の世界でも稀有な強制的管轄権制度が設けられており、その発動メカニズムである管轄権法理を詳細に分析する必要がある。そこで本研究課題では、「管轄権」概念を基軸としつつ、UNCLOS 紛争解決制度を包括的・横断的に分析し、同制度における「管轄権」の設定方法を明らかにする。

(3) 実際に、近年は重要案件が多く付託されており、実効的な紛争解決が図られている。他方、強制管轄権の設定によって紛争が確実・実効的に解決されているわけではなく、慎重な検討を要する。例えば、南シナ海事件では、被告国である中国は仲裁手続を欠席し、仲裁判断の法的効力を否定し、仲裁判断の履行を拒否している。同様に、ロシアを相手としたアークティック・サンライズ号事件についても、ロシアは訴訟を欠席している（最終的に賠償判断まだ下されているが、ロシア側が判断を履行したか否かは不明）。これに対して、チモール海境界画定事件では、紛争が強制調停手続に付された（UNCLOS の調停手続が利用された初の例）。ここでは、強制的管轄権が調停委員会に認められており、その後の調停手続を通じて、両国間の紛争が実効的に解決された（両国間の長年の懸念であった海洋境界画定について合意に至った）。こうした状況に鑑み、UNCLOS 紛争解決制度における「強制管轄権」の設定要件を判例から明らかにした上で、その問題点を検討することが必要である。

2. 研究の目的

本研究は、国連海洋法条約（UNCLOS）の紛争解決制度における「管轄権」設定要件を分析するものである。

(1) 第 1 に、南シナ海事件仲裁判断（フィリピン対中国）の管轄権判断（2015 年）と本案判断（2016 年）を分析する。特に、前者の 2015 年の仲裁判断については、被告国の中国が管轄権を否定する主張を展開しつつ、仲裁手続を欠席し、さらに仲裁判断の履行を拒否している。こうした主張の適否について検討することがまずは必要である。特に、中国側は領土主権紛争と境界画定紛争については仲裁廷の管轄権がないと主張しており、実際に、仲裁廷はこれら 2 つの紛争を回避しつつ、権原紛争について管轄権を設定した。こうした管轄権設定手法について詳細に分析する必要がある。

(2) 第 2 に、チモール海事件（東チモール/豪）の調停報告書（2018 年 5 月）について、詳細に分析する必要がある。この調停事件は UNCLOS の手続としては初めての事案であり、それだけでも注目されるどころ、両国間の長年の懸念であった海洋境界画定が調停によって適切に解決したという非常に稀有な事案である。従来、調停については、国際裁判と異なり、調停報告書に法的拘束力がないため、実効的な紛争解決手続であるとは解されてこなかった。他方で、上記のように、機微な海洋紛争を適切に処理し得たことから、調停手続において如何なる利益調整が行われたのかという点を分析する必要がある。

(3) 上記のように、附属書 VII 仲裁裁判所の手続と附属書 V 調停の手続を分析することにより、海洋紛争の解決の全体像がかなりの程度明らかになる。すなわち、ITLOS や ICJ に加えて、より多層的・複合的な紛争解決制度が構築されていることが分かる。この点についての分析を最後に行う必要がある。

(4) さらに、日本の周辺に存在する海洋紛争について、その解決の可能性についても検討を要する。実際に、日本は多くの海洋紛争を抱えている（竹島、尖閣、沖ノ鳥島など）。これらの海洋紛争について、上記の UNCLOS 紛争解決手続がどこまで実効的な手続として機能するのかを明らかにすることも必要である。特に、竹島に関しては、韓国側はそもそも領土主権紛争が存在しないと主張しており、何らかの紛争解決手続を用いること自体が困難である。本研究では、「紛争」の定義を判例上で検討した上で、UNCLOS 紛争解決手続において紛争存在認定を得る手法についても検討する。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、実証的分析手法を取り入れ、関連する学説について分析した上で、実際の仲裁判断、調停報告書および関連文書（紛争当事国が提出した書面や口頭弁論記録）をもとにして分析を行う。

(2) 特に分析対象とする判例は、南シナ海事件、チモール海調停事件である。加えて、いわゆる「沿岸国訴訟」(coastal state litigation)と呼ばれる一連の訴訟形態についても分析する。

この関係で、チャゴス海洋保護区事件、沿岸国権利事件（ウクライナ対ロシア）、インド洋海洋境界事件（モーリシャス対モルディブ）も検討する。

4. 研究成果

(1) 附属書 VII 仲裁裁判所の管轄権設定法理に関して、特に問題となる UNCLOS 281 条の要件を分析した。ミナミマグロ事件（豪・NZ 対日本）では、ミナミマグロ保存条約における紛争解決手続の存在を根拠として、281 条を適用した結果、仲裁管轄権が否定されている。他方で、その後、南シナ海事件仲裁判断（2015 年）では正反対の解釈が示されており、判例が一定していない。恐らく、ミナミマグロ事件仲裁判断に対する多くの批判論が展開されたことから、南シナ海事件においては、敢えて先例と異なる判断が下されたものと解される。

(2) 上記の附属書 VII 仲裁は選択的除外（UNCLOS298 条(1)(a)(i)）の対象となり、この除外部分は最終的には附属書 V 調停でカバーされている。そこで、チモール海調停事件を分析した。調停手続においては、厳格な法的判断に加えて「非法的要素」が勘案される。特に注目すべき点は、海洋境界画定紛争では法的見解が対立するため（距離アプローチに基づく中間線の主張と自然延長論の対立）、司法的判断に付することが困難なものが多い。これに対して、調停においては、法的判断を差し置いて非法的判断を持ちこむことが可能である。チモール海調停事件では、両国の法的見解を一旦差し置いて、関連海域に存在していたグレーター・サンライズ油田の天然資源配分比率を先に両国間で交渉させ、これを決着させた上で（7 対 3 または 8 対 2 とする）、この配分比率を反映させた境界画定を調停委員会が提案し、両国に受け入れられている。このようにして、調停手続において、最終的な「友好的解決」(amicable settlement) に至るメカニズムが明らかになった。このような手法は、他の多くの紛争解決においても参照すべきものであり、今後、調停手続の利用が拡大することが期待される。

(3) UNCLOS 紛争解決制度における「客観訴訟」法理について分析した。ICJ の判例では、2012 年に新判例（ベルギー対セネガル）が登場した。これに先立つ 2011 年に、国際海洋法裁判所（勸告的意見）が客観訴訟を基礎づける判断を示しており（ITLOS 海底紛争部の意見）、ICJ の判断に影響を与えたと考えることができる。また、同勸告的意見では、ILC 国家責任条文 48 条（加えて同 2 項）が傍論で触れられており、ICJ がこの判断をもとにして、原告適格の拡張に踏み込んだ可能性が高い。また、客観訴訟との関係で、伝統的な議論である「紛争解決手続と国際コントロール手続の区別」についての理論的な分析も行った。従来、両者の手続は異なるものと解されており、特に前者について、紛争存在要件と原告適格要件が課されることがその根拠とされてきた。この点で、客観訴訟においては、
の 2 つの要件のいずれもが緩和され、事実上、不問に付されることになる。この場合、2 つの手続を区別するための指標である
の要件が作用しないことになる。こうして、客観訴訟を認める限り、国際裁判手続は国際コントロールとして機能するという結論に至る。なお、この点はさらに理論的・実証的研究を踏まえる必要があり、今後の研究の課題とする。また、国際コントロール（欧州人権裁判所の国家間申立手続）が紛争解決手続として機能する例も判例上で明らかにされている。すなわち、紛争解決手続と国際コントロール手続を区別する従来の議論自体を根本的に問い直す必要があると言えよう。この点も今後の課題である。

(4) UNCLOS 紛争解決手続と ICJ 判例における「紛争」概念について分析を行った。これは、上記の客観訴訟の成立において、必ず問われる「紛争」存在要件（管轄権要件）の射程を明らかにする上で求められる点である。ICJ では、核軍縮交渉義務事件（2016 年判決）において、被告国の「認識」の欠如を根拠として「紛争」の存在が否定された。この判断に対しては、判決に付された少数意見をはじめ、学説上でも多くの批判が展開された。ただし、被告国が何らの反応を示していなかった事案において、被告の「認識」なしに「紛争」が発生すると考えることは無理であり、やはり「紛争」発生要件としての「認識」要件が必要であると結論付けられる。さらに、その後、2022 年のガンビア対ミャンマー事件においても、被告国の無反応状態から「紛争」を推論するという ICJ の判断が示されている。ここでは、2016 年判決は引用されなかったものの、被告国の認識 (aware, prior knowledge) の存在が紛争推論の要件とされており、実質的に 2016 年判決の判断内容が踏襲されていると解される。上記の点をまとめると、原告国が何らかの特定の・詳細な請求を被告国に対して行っていた場合、被告国に「認識」が生じるため、仮に被告国が何らの反応を示していなかったとしても、両国間に「紛争」が発生していると判断されることになる。なお、この ICJ 判例の形成にあたっては、ITLOS の先例が（黙示的に）参照されていると解される。特に、ノーススター号事件では、被告の「認識」を根拠として紛争が推論されている。ITLOS 先例が ICJ 判例の形成に与えた影響については、今後も研究課題としていく予定である。

(5) UNCLOS 紛争解決手続における「沿岸国訴訟」の判例を分析した。「沿岸国訴訟」とは、UNCLOS において使用されている「沿岸国」(coastal State) 概念を利用した訴訟形態であり、(a) 沿岸国の特定、(b) 沿岸国が有する権利の侵害の認定、(c) 同権利侵害から生じた責任についての賠償、を求める訴訟である。特に(a)は、実質的に特定の海洋地形に対する領有権を決定することになるため、一般国際法上の重要論点となり得る。例えば、竹島（独島）の「沿岸国」を決定することは、直ちに、日本と韓国のいずれが領有権を有するかを決定することになる。分析の結果、沿岸国訴訟においても、沿岸国の特定に至ることは管轄権の制約上困難であることが分かった。関連するいずれの判例においても（チャゴス海洋保護区事件、沿岸国権利事件、

インド洋海洋境界事件) 沿岸国の特定には至っていない。他方で、重要な判断として、管轄権を否定する際に、訴訟当事国の間で領土主権紛争(領有権紛争)が存在することが認定されている。すなわち、領有権紛争が存在することを理由として、UNCLOS 紛争解決手続(ITLOS 又は 附属書 VII 仲裁裁判所)の管轄権が否定されていることが分かった。この点に注目すれば、例えば、日本と韓国との間で、竹島の領有権を巡る「紛争が存在する」という認定を得ることが可能となる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Dai Tamada	4. 巻 12(3)
2. 論文標題 Inter-State Communication under ICERD: From ad hoc Conciliation to Collective Enforcement?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of International Dispute Settlement	6. 最初と最後の頁 405-426
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/jnlids/idab018	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Dai Tamada	4. 巻 31(1)
2. 論文標題 The Timor Sea Conciliation: The Unique Mechanism of Dispute Settlement	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 European Journal of International Law	6. 最初と最後の頁 321-344
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/ejil/chaa025	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 玉田大	4. 巻 91巻8号
2. 論文標題 チャゴス諸島分離の法的帰結 ICJ勧告的意見 (2019・2・25)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉田大	4. 巻 842
2. 論文標題 東アジアの紛争解決に有用な国際裁判制度	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 経済倶楽部講演録	6. 最初と最後の頁 72-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 玉田大
2. 発表標題 領域紛争における仮保全措置の判断傾向
3. 学会等名 領土紛争解決方式検討会（国際問題研究所）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 玉田大
2. 発表標題 Whaling Case Again?: Locus Standi under UNCLOS
3. 学会等名 Kobe Workshop on International Law 2019: 'Japan's Withdrawal from ICRW/IWC and Commercial Whaling'
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 Dai Tamada and Keyuan Zou (eds.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 254
3. 書名 Implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea: State Practice of China and Japan	

1. 著者名 岩沢雄司・岡野正敬（編集代表）、玉田大（寄稿）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1474
3. 書名 国際関係と法の支配 小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念	

1. 著者名 柳原正治・兼原敦子編、玉田大（寄稿）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 276
3. 書名 国際法からみた領土と日本	

1. 著者名 芹田健太郎・坂元茂樹・薬師寺公夫・浅田正彦・酒井啓巨編・玉田	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1060
3. 書名 実証の国際法学の継承 安藤仁介先生追悼	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	フィッツモーリス マルゴシア (Fitzmaurice Malgosia)	ロンドン大学クインメリー校・法学研究科・教授	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

英国	ロンドン大学クインメリー校法 学研究科			
----	------------------------	--	--	--